

卒業後も就職活動を継続中の方へ

3年以内既卒者トライアル雇用のご案内

既卒者トライアル雇用から正規雇用へ！

3年以内既卒者トライアル雇用とは？

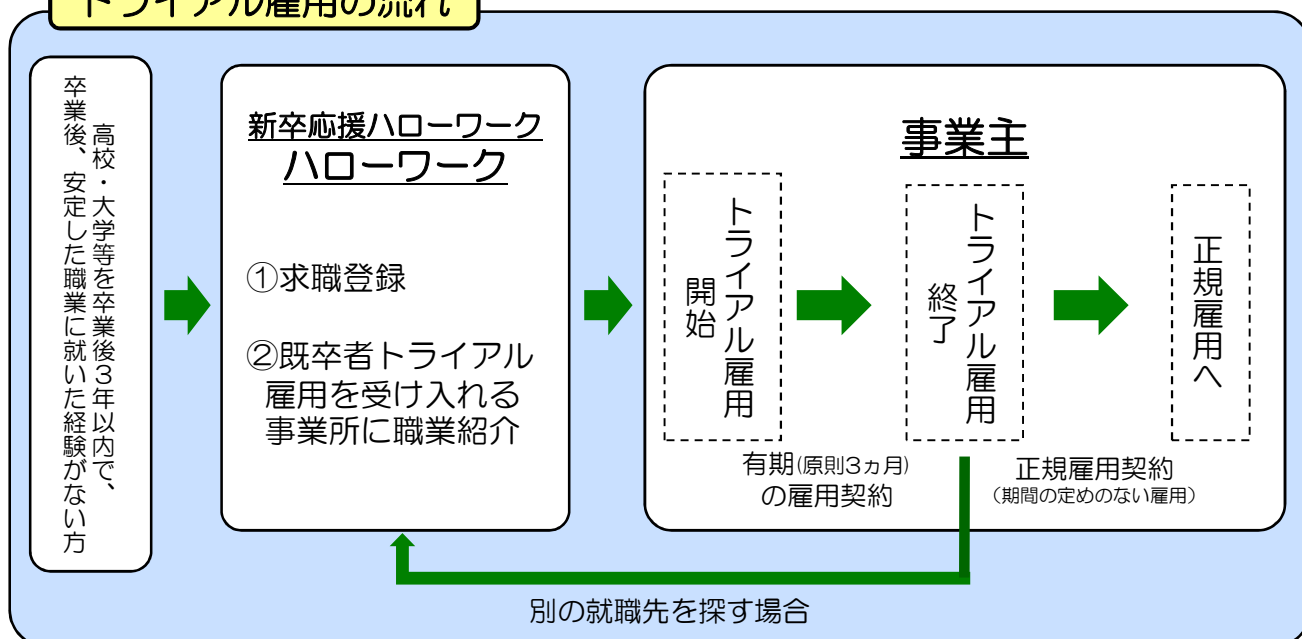
卒業後も就職活動を継続中の方（3年以内の新卒者の方）を対象に、原則3カ月の有期雇用契約により、必要な技能や知識を身につけるとともに、職場や職種への理解を深め、その後の正規雇用へとつなげることをねらいとする制度です。類似のトライアル雇用では、7～8割の方が有期雇用契約後、正規雇用に移行しています。

対象となる方

- 平成20年3月以降卒業の新規学卒者（※）で、卒業後も就職活動を継続中の方。
（平成22年度の新規学卒者の方は、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます）
※中学、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者の方が対象です。
- 卒業後、安定した職業に就いた経験がない方（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない方）。
- 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の方。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行うことが必要です。

トライアル雇用の流れ



※ 既卒者トライアル雇用の対象となる求人者をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、トライアル雇用を受け入れた事業主には、トライアル雇用終了後に最大30万円、また、トライアル雇用終了後に正規雇用した場合、雇入れから3ヶ月経過後に50万円が支給されます。

3年以内既卒者トライアル雇用の内容

1. 雇用の時期・期間は？

- ◆ 既卒者トライアル雇用の紹介開始は、卒業日の翌日以降です。
- ◆ トライアル雇用の期間は、原則3ヵ月です。

2. 雇用期間中の身分は？

- ◆ トライアル雇用期間中は有期雇用契約を締結します。
- ◆ トライアル雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

3. 雇用期間中の労働時間、賃金は？

- ◆ トライアル雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。
- ◆ 労働時間や賃金などについては、トライアル雇用を開始する時に、事業所が作成する「既卒者トライアル雇用実施計画書」により決定されます。事業所の担当者とよく相談して内容を確認の上、同意をしてください。
※ 未成年の方の場合は、保護者等の同意も必要です。

4. トライアル雇用期間終了後は、必ず正規雇用される？

- ◆ 事業所の担当者と相談の上、「既卒者トライアル雇用実施計画書」に「正規雇用に移行するための要件」を定めていただきます。
これを満たせば正規雇用に移行することになりますが、事業所の求める要件に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。

5. トライアル雇用が終了したら？

- ◆ 事業所からハローワークまたは新卒応援ハローワークに「既卒者トライアル雇用結果報告書」が提出されます。正規雇用に移行した後の労働条件などが記載されていますので、内容をよく確認し、同意をしてください。
※ 未成年の方の場合は、保護者等の同意も必要です。

詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。

